



チューリヒ日本語教室協会規約（2018年6月改定版）

第一章 総則

第1条

名称

本会の名称はスイス人民法典第60条に基づき「チューリヒ日本語教室協会」（以下、「本会」という）とする。

独語名：Verein „Zürich Japanische Klassen“

第2条

所在地

本会の所在地はチューリヒとする。

第3条

目的

- 1) 公立校の補完として、HSK 継承語と継承文化の枠組みの中で児童及び青少年の日本語教育を行う。
- 2) 本会は、児童及び青少年が母国文化を学び、世界各国で活躍できる自信をつけ、またスイス国文化への理解を高める補助をする。
- 3) 国際交流基金による日本語能力試験2級取得を教室の全課程修了時の目標とする。
- 4) 本会は政治的・宗教的に中立な協会組織による非営利法人である。

第二章 会員

第4条

資格

資格者は本会の目的と利益に賛同、協力をし、総会で定められた年会費を納めた個人・法人とする。年会費は最高200フランとする。

第5条

入会

以下の三点を満たした場合に会員の資格を得る。

- a) 会長への入会申請の提出
- b) 運営委員会の同意
- c) 会費の納入

第6条

退会、除名

- 1) 退会しようとする者は、原則として最低でも2ヶ月前に書面で退会を会長に届け出なければならない。
- 2) 会員資格は、死亡及び運営委員会が除名することによっても消滅する。除名された会員は総



会で除名取り消しを発議できる。

第7条 財源

本会の財源は、年会費、授業料、寄付、バザー等の諸活動における収益によるものとする。

第8条 権利

- 1) 各会員は総会における1票の投票権（1家族1票）を持つ。
- 2) 各会員は総会に議題を提出することができる。
- 3) 各会員は運営委員会役員及び会計監査役に選出される資格がある。

第9条 義務

- 1) 本規約を順守すること。
- 2) 会費や授業料を期日までに納入すること。
- 3) 本会の諸活動に参加、協力すること。

第三章 組織

第10条 機関

本会の機関は、総会と運営委員会と会計監査役からなる。

第11条 総会の権限

総会は、「チューリヒ日本語教室協会」の最高機関であり、以下の権限を有する。

- 1) 年次報告、会計報告及び予算を承認する。
- 2) 年会費、授業料及び講師料を決定する。
- 3) 会長とその他の運営委員会役員及び会計監査役を選出する。
- 4) 運営委員会及び会員から提出された議題を決議する。
- 5) 規約の改定及び会の解散を決定する。
- 6) 除名取り消しに関する決議をする。

第12条 総会の開催

- 1) 通常総会は年1回、運営委員会の招集により開催される。総会開催の最低3週間前には書面により議題が通知される。E-メールによる招集は有効である。
- 2) 会員による議題の提案は総会開催の最低6週間前に運営委員会へ提出されなければならない。
- 3) 運営委員会は必要に応じ臨時総会を開催できる。
- 4) 会員の5分の1以上の請求があり、議題が提示されている時、運営委員会は臨時総会を招集



しなければならない。

- 5) 総会に出席できない会員は、委任状により他の会員に代理を求めることができる。1名の出席会員につき、1名の欠席会員の代理を原則とする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、会長の承認をもって、2名までの代理を務めることを可能とする。

第13条 総会の議決

- 1) 議決及び運営委員会の選出は、出席会員及び代理を委任された会員の多数決によって決定する。
- 2) 賛否の票が同数の場合、会長がどちらかに決める。
- 3) 規約の改定を目的とする決定については、会員の3分の2以上が参加する総会において、過半数以上の議決を必要とする。
- 4) 会の解散を目的とする決定については、会員の3分の2以上が参加する総会において、3分の2以上の議決を必要とする。

第14条 運営委員会

- 1) 運営委員会は最低3名からなる。
- 2) 教員代表1名は運営委員会会議に議決権を持たないアドバイザーとして出席する。
- 3) 運営委員会役員の任期は1年で再任も可能である。運営委員会は必要な場合、任期途中に総会で承認されるまでの間の代理の役員を決めることができる。
- 4) 会長職以外は、運営委員会内部で職掌組織することができる。
- 5) 役員会議は会長または役員が招集することができる。会長が欠席の場合は他の役員が議長を務める。
- 6) 役員が口頭での協議を必要としない場合、役員会議は手紙、ファックス、Eメールの書面で行うことができる。会議時は議事録をとる。
- 7) 決議は役員最低3名必要とし、多数決により議決される。同数の場合は議長に決定権がゆだねられる。
- 8) 役員は特別な議題に対し、会員、及び、必要な場合、第三者から委員会を構成し得る。

第15条 運営委員会の役割

- 1) 運営委員会は本会を対外的に代表するものであり、本会の職務を執行する。運営委員会は、法律または本会の規約が他の組織に留保する権限以外のすべての権限を有するものとする。運営委員会はまた、どの役員が対外的に本会を代表し、法的に効力のある署名をするかを指



名する。本会は会長ともう1名の役員の連名の署名によってその責務を負うものとする。

- 2) 総会の決定事項を実行する。
- 3) 会員の加入、退会、除名、クラス変更の承認及び決定。
- 4) 会の財務、経理、人事、その他本会の運営について必要な決定を行い、執行する。

第16条 教員の選任

教員は面接を行い選ばれる。

第17条 会計監査

- 1) 会計監査役1名は毎年総会で選出される。
- 2) 会計監査役は年間会計報告を監査し、その承認を発議する。再任も可能である。

第18条 責務

本会の責務は協会財産に限られ、会員個人の財産は対象とならない。

第19条 解散

本会解散時における協会資産は同様の目的を持つ他の非課税組織に与えるものとする。決議詳細は総会で決定される。

第四章 発効

第20条 発効

本規約は2010年12月10日付の規約に代わり、2018年6月15日に発効する。

チューリヒ、2018年6月15日

会長・トブラー幸子 / 副会長・佐古知栄子

(以上、2018年6月15日の総会で承認されたドイツ語版規の和訳：2018年6月)